

## 有期雇用期間中の解雇(労働者からの相談)

### 【質問】

6 か月契約のパートタイマーとして働いています。契約期間途中なのに売上が減少し、経営が苦しくなったことを理由にいきなり解雇されました。契約どおりの雇用期間、働けると思っていたのに仕方がないのでしょうか。

### 【答え】

期間が決まっている労働契約(有期雇用契約)の場合、その期間途中の契約解除は原則としてできません。

労働契約法では使用者からの期間途中の解約の申し入れについて、「使用者は期間の定めのある労働契約(有期雇用契約)について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」と明記してあります。(労働契約法 17 条)

この場合の「やむを得ない事由」とは、「客観的に合理的で社会通念上相当と認められる事由」(労働契約法 16 条)よりも狭いと解され、例えば、会社が倒産・天災事変などで事業の継続が困難になった場合や当事者の懲戒解雇等の事由に限定されます。

一方、民法 628 条では「やむを得ない事由」がある時は、各当事者は直ちに契約を解除することが出来る。この場合、当事者は相手方に対し「損害賠償の責任を負う」となっています。

今回のように使用者の都合で一方向的に解雇された場合において、労働者は契約期間途中で働けなくなったことに対する損害賠償を請求することが出来ますが、まずは使用者に経営が苦しいだけでは「やむを得ない事由」に相当しないことを伝え、当初の契約通りに期間満了まで勤務出来るように申し出て下さい。

また、雇用期間の定めがあるなしにかかわらず、労働者を解雇する時は、使用者は労働者に 30 日以上前の解雇の予告か、解雇予告手当の支払いをしなければなりません。

(労働基準法 20 条)

### 【ワンポイントアドバイス】

労働者が有期契約期間途中で辞めたい時は？

- 契約期間が決まっている場合はその期間は働き続けるのが原則です。  
病気で働けない、家族の介護をしなければならない等の「やむを得ない事由」で退職したい場合は使用者に相談し、理解を得て退職するようにしましょう。
- 仕事がきついか、自分に向いていないとか、他に就職先が見つかった等の理由での退職は認められません。使用者の了解を得ないで、一方向的に退職するとトラブルになる可能性があり、使用者から損害賠償を請求されることもあります。